

臨時報告第10号様式

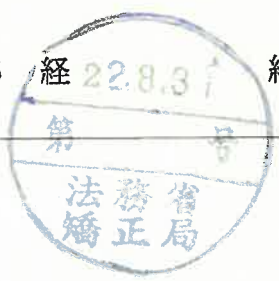
名刑発第1784号
平成22年8月24日

矯正局長
殿
名古屋矯正管区長

名古屋刑務所長

(自殺)事故報告 (追報告)

事故の概況	<p>1 平成22年5月10日(月)午後7時11分ころ、当所病棟 [redacted] [redacted] において、 [redacted] 受刑者 [redacted] (以下「事故者」という。) [redacted] が、 [redacted]</p> <p>2 [redacted] ところを職員が発見した。</p> <p>3 同職員が直ちに非常ベル通報し、同時15分から事故者に対し、心臓マッサージ、人口呼吸及びAEDによる蘇生措置を開始した。</p> <p>4 同時20分、事故者を医務部診察室に搬送し、同室において、上記2同様の蘇生措置を実施するとともに、救急車の出動を要請した。</p> <p>5 同時27分、救急車が到着し、同時41分、 [redacted] へ事故者を搬送し、同病院において、人口呼吸、昇圧剤の投与等所要の措置を講じていたものの、翌11日(火)午前2時16分、同病院医師により死亡が確認された。</p>	
	<p>1 発 生 年 月 日</p> <p>2 発 見 時 刻</p> <p>3 場 所</p> <p>4 方 法</p>	<p>平成22年5月10日</p> <p>午後7時11分(発見時刻)</p> <p>名古屋刑務所病棟 [redacted]</p>
事故の状況	<p>5 経 緯</p> <p>第 [redacted] 号</p>	<p>(1) [redacted]</p>



(2)

(3)

(4)

(5) 同年5月10日午後6時57分ころ、勤務職員が事故者に投薬を実施した。

(6) 同日午後7時11分ころ、同室において、事故者が、

ところを職

員が発見した。

(7) 同職員が直ちに非常ベル通報し、同時15分から事故者に対し、心臓マッサージ、人口呼吸及びAEDによる蘇生措置を開始した。

(8) 同時20分、事故者を医務部診察室に搬送し、同室において、同様の蘇生措置を実施するとともに、救急車の出動を要請した。

(9) 同時27分、救急車が到着し、同時41分、へ事故者を搬送し、同病院において、人口呼吸、昇圧剤の投与等所要の措置を講じていたものの、翌11日(火)午前2時16分、同病院医師により死亡が確認された。

	7 逮捕制圧等の状況	該当事項なし
	8 事故による犯罪	該当事項なし
	9 その他	該当事項なし
事故者	1 事故者の種別	自殺者
	2 身分	受刑者
	3 氏名	
	4 生年月日	
	5 罪名又は事件名	
	6 刑名・刑期	
	7 刑の起算日又は入所日	
	8 刑の終了日	
	9 犯数	
	10 制限区分及び優遇区分	
	11 所内における行状	
	12 本籍	
	13 住所	
	14 特殊被収容者報告の有無	
	15 その他	該当事項なし
職員の状況	1 配置及び勤務状況	当所夜勤第3班が勤務に当たっており、事故発生居室棟においては、 の職員を配置していた。巡回警備システムに記録された巡回記録を検証したが、勤務者は定められた巡回時間（15分に1回）を守って勤務しており、勤務け怠は認められなかった。
	2 監督方法	監督当直者、副監督当直者、夜勤班長及び副班長が監督業務に従事していた。
	3 職責処理の状況	職員の勤務け怠は認められず、職責を問う予定はない。
事態収拾の措置	1 配置及び勤務状況	該当事項なし
	2 非常配置箇所数、時間及び人員	該当事項なし
	3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況	該当事項なし
	4 警察官署への依頼	該当事項なし

事故の原因・動機	1 事故者の動機	
	2 施設側の欠陥	特に認められない。
事故者に対する措置	1 懲 罰	該当事項なし
	2 事件送致	該当事項なし
改善事項	1 改善した事項	自殺事故再発防止のため、 。
	2 改善すべき事項	今後、テレビ視察可能な居室の増整備を含めて、物的警備力の一層の強化について検討する。
その他参考事項		同日、 (死亡連絡) を実施した。 同月14日、 外1名が来所したため、事故者が死亡した状況を説明した。 ____ 先方は、当所の説明について理解を示し、苦情等の申入れはなかった。